

## 「サッポロスマイルクーポン」事業実施要綱

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、落ち込んだ観光需要の回復を図るため、特に影響を受けている観光産業に携わる市内事業者への支援事業として、交通、観光施設、アクティビティ、飲食店、土産店などで利用できる「サッポロスマイルクーポン」（以下「クーポン」という。）を市内宿泊者に配布することで、関係事業者の事業継続を支援する。

(事務取扱者)

第2条 札幌市（以下「市」という。）から市内宿泊促進キャンペーン業務を委託された事務局（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

(対象事業者)

第3条 対象事業者は次の各号のいずれかに該当する者とし、北海道が定めた「北海道スタイル」に基づく取組を実施している者のうち、感染予防の対策に継続的に取り組む者など、観光客に安心してもらえる環境を提供する者に限る。

- (1) サッポロ割対象施設及び施設内の店舗
- (2) 市内飲食店のうち、次の要件のいずれにも該当する者
  - ア 食品衛生法による営業許可を受けている者
  - イ 飲食店としての営業の実態がある者
- (3) 市内土産店のうち、次の要件のいずれにも該当する者
  - ア 北海道内に本社がある者
  - イ 主として観光客向けの商品を販売している者
- (4) 市内のタクシー、レンタカー、観光バス等の交通事業者
- (5) 市内の観光施設、アクティビティ事業者
- (6) その他対象事業者として事務局が適当と認められる者

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規定及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号、5号、及び第2条第5項に規定する店舗の営業を行う者は、本事業の対象外とする。

(対象事業者の遵守事項)

第4条 対象事業者は次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 対象事業者は、自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。
  - ア 役員等（対象事業者が個人である場合にはその者を、対象事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、対象事業者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この号において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年

条例第6号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(2) 対象事業者は、前号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(クーポン)

第5条 サッポロ割を利用する宿泊者に対して、1人1泊当たり2,000円分のクーポン券を配布する。ただし、部屋単位の販売価格(民泊等)については、1室1泊当たり2,000円分のクーポン券を配布する。

2 宿泊事業者は、券面に使用期限としてチェックアウトの日付を記入したものを配布する。

3 クーポン券の1枚あたりの額面は、1,000円とする。

(登録店の登録等)

第6条 事務局は、別に作成する募集要項により対象事業者に係る登録店を募集する。

2 登録店として登録を受けようとする対象事業者は、インターネット申請を原則とするが、インターネット環境が無いなど止むを得ない事情がある場合は、郵送による受付も行うこととし、次の書類を事務局に提出するものとする。

(1) サッポロスマイルクーポン事業参加登録申請書(様式1)

(2) 誓約書(様式2)、委任状(様式6※事務局が必要と判断した場合のみ)

(3) 口座確認書(様式3)

(4) 前号の指定口座通帳の写し

(5) 「北海道スタイル安心宣言」の写し

(6) 営業実態がわかる店舗外観および内観の画像

(7) その他事務局が必要と認める書類

3 前項の規定による書類の提出先は事務局とし、提出期限及び部数については別に定める。

4 事務局は、応募した事業者を審査の上、「サッポロスマイルクーポン」加盟店登録証（以下「登録証」という。）を交付する。

（クーポンの使用範囲）

第7条 クーポンは、登録証が交付された登録店との間における特定取引において使用することができる。

2 クーポンの使用期限は、券面に記載された日（チェックアウトの日）とし、券面に使用期限の記載が無いものは無効券となる。

3 クーポンは、宿泊代金の精算には利用できない。

4 特定取引に使用されたクーポンの額面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、当該超過額（釣銭）に相当する金銭の支払は行われたいものとする。

5 クーポンは、譲渡、転売、換金、払い戻し、再発行することができない。

6 クーポンは、公共料金の支払い、日常生活の継続的な支払い、金券やプリペイドカードなど換金性があり、かつ広域的に流通しうる物の購入には使用することができない。

（登録店の責務）

第8条 登録店は、次の各号の責務を負うものとする。

(1) 特定取引においてクーポンの受け取りを拒んではならない

(2) クーポンの転売を行ってはならない

(3) 事務局と適切な連携体制を構築し募集要項に定める事項を遵守しなければならない

(4) 不正な事業実施や虚偽の申請による報告請求をしてはならない

2 事務局は、登録店が前項に反する行為を行ったときは、当該登録店の登録を取り消すことができる。

（クーポンの換金手続）

第9条 事務局は、特定取引においてクーポンが使用された場合は、当該登録店に対し、その額面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 登録店は事務局に対して、特定取引において受け取ったクーポンを提出し、換金手続きの請求を行う。様式及び換金の回数については、市と事務局が協議の上、別途定める。

3 請求は、市が別途定める期日までに申し出なければならない。

4 前項の期日までに事務局に対して請求が行われなかった場合、登録店は換金手続の請求を放棄したものとみなす。

（状況報告書及び調査）

第10条 事務局は、必要に応じて登録店から報告を求め、又は調査することができる。

（換金の取消し）

第11条 事務局は、登録店がこの要綱の規定に違反した場合や不正な申請を行った場

合は、換金の全部又は一部を取り消し、又は返還を求めることができる。

2 前項の規定は、換金した後においても適用する。

(不正利用の防止について)

第 12 条 登録店は、不正利用防止のために、不正利用を極力排除するための措置を講じなければならない。

(費用の負担)

第 13 条 この要綱に基づく手続き及びクーポン事業の実施に関し、登録店が不利益を被る場合であっても、市及び事務局は一切の費用を負担しないものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、市と事務局が協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。